

第11回 国立市保育審議会会議録

日 時 平成28年10月11日(火) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階第1・第2会議室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、
北島 健太郎、福島 美智子、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

内 容 1. 公立保育園民営化ガイドラインの作成について
2. その他

【会長】 それでは、定刻になりましたので、まだ1人委員が見えていないようですが、始めさせていただきます。

第11回の国立市保育審議会を開会いたします。

早速ですが、事務局より本日の配付資料の確認と進め方について説明をお願いいたします。

【事務局】 皆様、こんばんは。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、本日の配付資料につきまして確認させていただきます。

本日の配付資料でございますが、次第の次に、資料ナンバー1といたしまして、「国立市立保育園民営化ガイドライン(骨子案)への意見反映について」という資料でございます。こちらはガイドライン(骨子案)に対しまして、パブリックコメント、また、意見交換会で寄せられた意見、さまざまございますが、そちらの意見を項目ごとに記載いたしまして、それに対する事務局案を記載した資料になります。それから、資料ナンバー2は、パブリックコメントに寄せられた意見でございます。全て載せております。資料ナンバー3が、9月17日に開催いたしましたガイドラインの意見交換会の開催の記録でございます。資料ナンバー2と3につきましては、事前に委員の皆様へメールでお送りさせていただいたものになりますが、誤字脱字がありましたので、一部修正していますが、基本的なところは変わりありません。

それから、委員の皆様には第10回の議事録、印刷したものをお配りしていませんでしたので、こちらのほうを置かせていただいております。

それから、参考資料といたしまして、委員から少し今日の議論に向けてまとめられたものをいただきました。それを委員の皆様にご参考としてお配りさせていただいております。

配付した資料は以上でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の進め方に入る前に、庁内検討会を今、内部で行っていますが、そちらの状況について少し課長のほうから報告させていただきます。

【事務局】 改めましてこんばんは。よろしくお願ひします。

5月に答申を受けまして、その後、内部に検討会と検討部会という2つの構成で国立市の保育の整備に関する庁内検討会というのを立ち上げさせていただきました。これが7月20日に第1回を開催

しまして、検討会は管理職でなる会です。検討部会というのは係長及び各保育園の職員も入れたり、あと、いわゆる子ども施策に関する部署の係長、主事クラスのものでやっている部会があります。課長級でやっているものはこれまで3回開催しております。

その下の組織の検討部会というのはこれまで6回開催しております、部会のほうは全体的な国立市の保育のあり方ですとか、公立と私立の保育園の今後のあり方、全体の国立市の保育のことを考えていく中で公立保育園のあり方等をやっております。それと、国立市は方針を挙げていますが、保育の課題について、今後の進め方ですとか、緊急性といったら言い方が正しいかわかりませんが、優先度ですとか、必要度等についても、その辺を議論しています。それと、改めて委員のほうから民間に関するメリット、デメリットというのも提出いただいて、現在、部会の中で進めていっております。最終的には12月の議会のほうで国立市保育整備計画の素案を報告させていただくということで、今、議論を進めさせていただいているところでございます。

簡単ではございますが、以上です。

【事務局】 続きまして、本日の進め方について少し説明させていただきます。

前回の審議会以降、審議会での議論を反映したガイドライン（骨子案）を作成いたしまして、公表してまいりました。パブリックコメントの実施と意見交換会を開催いたしましたので、そこでのご意見をガイドラインにどのように反映していくかというのが、本日のご議論いただきたいところでございます。

資料ナンバー1におきまして、ガイドライン（骨子案）と各項目に対する主な意見、また、それに対する事務局案を並べて記載しておりますので、主にそちらの資料を使用いただきまして、ご検討いただければと思っております。

ご議論の結果をガイドラインに反映しまして、次回の第12回審議会で確認していくような流れを考えております。

簡単ですが、説明については以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

資料1のように、パブリックコメントなどで寄せられた意見をどのようにガイドラインに反映させてきたかということをご様に今日、お知らせしたいと思います。

資料1についてはございますか。

【事務局】 はい。資料1の説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

基本のつくりといたしましては、一番左側がガイドライン（骨子案）、そのものでございます。真ん中に主な意見。黒丸がパブリックコメントでいただいた意見、白丸が意見交換会でいただいた意見ということで、分けて記載しております。それに対しまして事務局案をその右側に示させていただいておりまして、ガイドラインに修正を加えたものについては、反映という欄で丸印をさせていただいております。ガイドラインの修正としてはしていかないというところでバツ印がついているところでございます。

項目が多くなっておりますので、一番右にナンバーを振っておりますので、そちらを見ながら進めていただければと思います。こちらの資料は本日配付させていただいておりますので、少し目を通す時間も必要かと思っております。項目が最後、71番までございますので、ある程度ガイドラインの大きい項目ごとに区切ってご審議いただければ、スムーズに進むだろうと思っておりますので、そちらに少しあわせていただければと思います。進め方としては、ある程度区切った中で皆様に少し読ん

でいただいて、その後、ご意見等をいただければと思っておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

【会長】 皆様、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 それでは、早速始めさせていただきます。

1 ページ目になりますが、大きな項目で言うと、ガイドラインの1番、2番、3番、4番が通し番号のナンバー7までです。そちらに目を通していただいて、丸についてはこのような反映の仕方でしょうか、バツについてはご意見等があれば、おっしゃっていただくということで、7番までお目通しいただく時間をとりたいと思います。

1番から7番までご意見のある委員はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。委員、お願いします。

【委員】 この事務局案ともパブコメとも違うことで、読んでいて違和感があったのですが、基本的な基準という言い方が基本の基本という感じがしたので、「移管の基準」か、「基本的な」をとってもいいという気がしました。

【会長】 どこでしょう。

【委員】 2番です。その1行目です。

言葉のことなのですが、それを変えたほうがいいのかと思います。

あとは、保育の質なのですが、私、自分でつくった部分にも書いたのですが、保育の質の測定方法は多分ないと思うので、これを明記することはできないと思いますが、事務局というか、市が考えている保育の質と保護者が考えている保育の質という、質の指すものがとても乖離していた場合、後々、質が担保されたと市は思っても、保護者は思わないかもしれないと思ったので、このガイドラインで直すものではないかもしれませんが、トータルで考えるときに、何を質と思っているのかということとすり合わせしたほうがいいのかと思います。

【会長】 今、2番について、まず「基本的な基準」の「基本的な」をとるということでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ということでよろしいでしょうか。文言の修正ですが。

もう1点は、保育の質ということについて、具体的な提案はございますか。市と保護者と質の考え方の乖離があった場合のすり合わせをしたほうがいいのかというのは、ガイドラインに何か記入する。

【委員】 質という言葉をやめるぐらいしか私は思いつかなかったのですが、この文言でいくのであれば、提案はないのですが。保育の質と出てくるからみんなが、保護者がそこを突いてくると思ったので、ほかの言い回しが思い浮かばないので、そのままでもいいです。そこを違うことを考えているかもしれないということも事務局の方には思っておいてほしいということです。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 測定方法はないということでしたが、今、公立のほうで、民営化のガイドラインではなく、保育のガイドラインを作成しているところなのです。それに準ずる保育という形で解消にはなるかと考えているのですが。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。

【委員】 済みません。それが、市が考える保育の質ということですか。

【委員】 今、保育園のほうが主になって考えていますが、それをもちろん事務局のほうとも一緒に話していった、国立市のということまではいかないですが、公立の保育のガイドラインという形で出せたらいいとつくっているところで、あともう少しで仕上がりますので、できれば次回のときに出せたらいいと計画はしているのですが。

【会長】 そういった内容についてはまた紹介されることもあるということなので、文言はこのままでもよろしいですか。

ありがとうございます。

では、1番から7番までほかにご意見がなければ、項目数が多いので、次に進めさせていただきます。

次の5番の民営化の手法については多くの項目が、4ページ目の28番までが民営化の手法についてです。半分に切ったほうがいいですか。半分に切るとすれば、例えば2ページの15番までにまずしましょうか。8番から15番まででご確認お願いいたします。

8番から15番まででご意見はございますか。

【委員】 13番の、パブコメではなかったかもしれないのですが、意見交換会のときかもしれないのですが、この文章がわかりにくいと言われて、「移管する事業者は、『事業者選定委員会』を設置して」。移管する事業者が設置するわけがないのですが、この文章がわかりにくいという話があったので、「国立市は」とか、「市は事業者選定委員会を設置し、当該委員会において移管する事業者を選定する」みたいに、「市は」と入れたほうがいいと思います。

あとは、14番で、オブザーバー委員の役割について、追加記載は必要かとあるのですが、ここで書くか、米印などにして、後に引っ張っていくと思いますが、なぜ私たちがオブザーバー委員と決定したのかということと、保護者の負担軽減であったりとか、うまくいかなかった場合や、何かあったりと、いろいろなことを考えた上でオブザーバー委員ということにしましたということをごどこかに書いたほうが、このガイドラインの中にも書いたほうがいいと思います。

以上です。

【会長】 まず、13番の文言の表現の修正ですが、選定委員会を設置する主体は市なので、「市は」を主語にして、「委員会を設置して、当該委員会において移管する事業者を選定する」という表現に修正したほうがわかりやすいということですが、よろしいでしょうか。

続きまして、14番のオブザーバー委員の役割については、委員のご意見というのは、この中心に書くというより、どこかに説明として、保護者の参画についてはこちらで十分審議した結果、こういった形になったという説明を加えたらどうかというご意見でした。こちらはいかがでしょう。

事務局としては、そういった注釈というような可能性はありますか。

【事務局】 可能だと思います。ただ、この言葉に限らず、もし、後ろによくあるような用語集みたいなものをつけられれば、その中でオブザーバー委員とはというような、国立市におけるオブザーバー委員とはといった記述は可能だと思います。

【会長】 文末脚注みたいな形で、全部ナンバーを振って、それぞれの経緯を説明するページを最後につけるといいますか。

【事務局】 はい。

【会長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

では、そのような文言を加えていただくということをお願いします。

ほかにございますか。

それでは、続きまして、16番から、長いですが、28番までが一区切りになりますので。事業者の選定基準のところですか。そこについてお目通しください。

16から28までいかがでしょうか。

【委員】 済みません、いいですか。では、23番。

23番はこの書き方でいいと思いますが、意見交換会の際の保護者の方の意見で、やはりもし既に民営化した保育園で合同保育中とか移管後に子どもに起こった変化とか、その乗り越え方、声かけや対処の仕方、それは保育園ではなくて、家庭でどのようにしたらいいのかということがわかると、とても安心です。それはガイドラインにはないのですが、教えてほしいという声があったので、市の方をお願いしたのは、そういうリサーチを進めていただいて、保護者にそれを提示できるようにしていただきたいと思います。特に文言の訂正などは必要ないです。

次、24番ですが、たしかパブコメにもあったのですが、保育園に入所している保護者ではなくて、入所している子の保護者ですよね。それはどこかに書いてあったのですが、そこで「子の」です。「入所している子の保護者」で「子」を入れるということと、あとは「入所していない子育て家庭を含めた地域の保護者支援」は長いので、「地域の子育て家庭全般の支援」というように、入所と入所していないと分けて、さらにまた入所していないここに書かなくてもいいのではないかと思ったので、「入所している子の保護者のみならず、地域の子育て家庭全般の支援に積極的であること」でいいという気がしました。

【会長】 まず、その2つについて。

【委員】 大丈夫です。あとはもういいです。

【会長】 1つ目の23番については、文言はこのままでいいですが、子どもに保育士の入れかわりなどの環境の変化があったときに、どのような事例があったかということとそのときの対応方法について、他市などの事例を参考に、保護者が安心できるように情報を公開してほしいということでもよろしかったですか。

【委員】 はい。

【会長】 では、事務局、よろしく願いいたします。

24番ですが、この文言が長いということですが、これは私のほうから簡単になぜこういう文言になったのかということと、まず、保育所保育指針には、入所児の保護者については、これは保育士が行う本来業務なのです。そして、この本来業務である保育に支障のない限りにおいて、地域の入所していない未就園の子どもの子育て支援を行うことが努力義務となっていて、格付が違うということが、そもそもの保育指針があるので、おそらくそれで分けて書かれたと思うのです。

まず優先というか、本来的に必ず行わないといけないということでは、その入所児の保護者。そして、未就園の子育て家庭の保護者にも積極的に、積極的というのは、おそらくそちらにかかっているが、この文言がわかりにくいと確かに思います。

【委員】 「入所していない子育て家庭を含めた地域の保護者」というと、地域の保護者、入所プラス入所していないがこれに入るのかと私は思ったので、入所していない子育て家庭をわざわざここに書く意味がわからなかったのですが、もし格付という意味で文言が必要であれば、「子の」というのだけ入れていただければ。大丈夫です。

【会長】 そうですね。それはもちろん間違いですよ。「入所している子どもの」、「子の」。

【委員】 「子ども」ですかね。

【会長】 「子どもの保護者のみならず」。入所していない子育て家庭もおかしいですよ。

【委員】 していない子育て家庭も変ですよ。

【会長】 「未就園児の子育て家庭」がいいですか。未就園児だと違う。

【委員】 だから、それで「地域の」と入れてしまったのです。

【会長】 では、この文言はもう一度わかりやすく直していただくということでご検討ください。もう1つありますか。

【委員】 大丈夫です。

【会長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 事務局にお伺いしたい。28番で確認します。ひどい重大事故が起きてしまった場合の情報開示なり、調査のやり方というのはどこかに明文化されているのですか。保育園なり認可保育園内で民営、公営を問わず、重大事故が起きてしまった場合の調査権限等々はどこかに書いてありますか。

【事務局】 重大事故ですか。

【委員】 児童が亡くなるとか。

【事務局】 報告義務はありまして、それは今、どこというのが出てこないのですが、それは一定の記載があります。

【委員】 それは公営、民営問わず。

【事務局】 認可保育所に対する義務というか、行政に対する義務です。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 よろしいですか。

それでは、29番からですが、ここも募集条件のところは49までが一番大きいです。また2つに割るとしたら、42で切らせてください。42までで切ります。29番から42番までお目通しお願いいたします。

では、コメントが5つですので、この42番までのところはいかがでしょう。

【委員】 41番ですが、自園調理方式ということで、園の職員がつくることという意味は、自園でつくっていても、調理室の中の職員は、例えば委託とかということもあつたりするので、保育園の職員がつくるというようなことを載せたいということがありましたが、ここにはそれは入っていないですね。自園でつくっていたとしても、中のつくっている人が、保育園の一緒になっている職員ではないということも考えられますので、園の職員である一員がということも明記してもらいたいと思います。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【委員】 調理師が委託ということ。

【委員】 園の中に調理室があったとしても、その中の人たちは園の職員とは別の人が雇われているとなると、やはり保育園は調理員も用具の人も皆、職員として子どものことをみんなで話し合っ、会議に出たりして進めていっているのです。委託という形になりますと、そういうことが全くできないと思うのです。だから、園の職員が責任を持ってつくるという。それが栄養士だけを指すのか、調理員は指さないのかとなると、また難しいところですが。

【会長】 そうですよ。

【委員】 一応、園の職員がということ。

【会長】 どういう書き方をすればいいですか。

【委員】 おっしゃることはすごく賛成で、いいのですが、3園ぐらい持っている法人の方がやっていた場合に、実際に現場で、調理室でつくっている人は3園ぐるぐる回っている。しかし、実質は保たれています。ちゃんと3園みんなそれぞれやっているようなケースだと、1園に単独で所属していないので、その基準からは漏れてしまう。そうした特殊ケースが考えられるので、それがゆえに、ほんとうにローテーションはしているが、調理師でも子どもたちと接することが、園所属ではないが、法人には所属しているというものはあるので、記載の仕方には若干、いい意味でのフレキシビリティがあったほうがいいかと思います。

【委員】 法人であっても、全然違う業者に委託というわけではないので、その大きなところの職員であるということですよ。

【委員】 そうです。

【委員】 それならば、それは園の職員。大もとの何とか会があった中の1つの園で、何とか会には所属している職員ということであれば。

【委員】 そういうことですよ。だから、書き方に工夫が必要だと思います。丸投げではないということですね。それは選定のところでの記述ぐらいでいいのではないですか。

【事務局】 例えば食育だとか今、アレルギー対策だとか、そういう園と一体化した仕組みなのかなと思いますので、体制や運営主体など当然あるかもしれませんが、園の中でのそういった、園と保育士と、調理師なり栄養士との連携というところなので、そこはやはり仕様書というか、先の議論で細かいところで何かあるような気もしますが、それは委員のご意見を尊重したいと思います。

【委員】 なので、「園の職員が」とは書かずに、園児の顔が見えるみたいなざっくりした表現ですが、あと選定委員会のところで、こういう自園調理ではあるが、丸投げは嫌だということではじいていくという形がいいのではないのでしょうか。結構、「園の職員」と書かれた瞬間に漏れてしまうような場合があったときに、どこまでガイドラインでかたく絞っていくかです。

【委員】 その大きな、例えば法人とか、それと、職員であればいいのですが、全く調理専門の人みたいなのところに委託してということになってしまったら困るという思いがあったので。

【委員】 わかります。では、そこをうまくそれを書き込んでいいのではないですか。決してごまかすつもりではなくて、おっしゃるとおりだと思います。

【委員】 いいですか。40番。コメントはないのですが、骨子案は私がどこかからコピーしてきたものとかをそのまま使っていた部分があったのですが、整備することの中に第三者委員会というものが入っていて、その辺は全くここで1回も話し合われていなかった内容なのです。第三者委員というのは三者協議とは全く別のもので、例えば弁護士であるとか、それこそ大学の先生であるとかに入っていた中で、この保育園はどうかということですよ。第三者評価とも別の、この園独自の第三者委員会を持つということなので、実は園にとっては結構お金とか負担がかかったりするかと思うのです。

あったほうがいいかもしれないのですが、普通はあるものなのかとか、ガイドラインにもこれが書かれているところと書かれていないところがあったので、あったほうがいいのかどうなのかというのはここに書いてしまっているのかわからなかったなので、検討したほうがいいと思います。

【委員】 私立の保育園の第三者委員というのを設置していますよね。

【委員】 大体あるのではないかと思います。

直接、園に言いにくい苦情や何かがあったときには、そちらの方に相談するということがありますので、どこの園でも大体今は入っているのではないかと思います。

【委員】 では、入れたままで大丈夫ですか。

【会長】 大丈夫だと思います。普通に児童福祉法上の制度なので。

【委員】 わかりました。では、そのままです。

【会長】 42番までよろしいでしょうか。

43番から49番まで、一遍に全部になってしまいましたが、切れ目が。この残りのところです。

49番までが民営化の手法というところの最後になりますが、そこまでご覧になってご意見はございますか。

【委員】 45番ですが、児童福祉事業に6年以上というところを、できれば、児童福祉ということではなく、保育園にというふうなことの希望を思うのですが、それが理由として書いてありますが、これが全部というわけではなくて、そのうちの3分の1ですよ。3分の1は0歳から6歳までの保育園というものを経験した保育士がいいとは考えております。学童で5年いても、やはり乳児はわからないわけですし、全部はといたら、それは申しわけないですが、やはり3分の1ですから、やはり保育園にということは必要ではないかと考えています。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 委員サイドからは、今の、保育園に6年以上にすべきだというのは、どのように聞こえるのですか。やはりそのほうがいいですか。

【委員】 はい。

【委員】 そのほうがいいと。そうですか。運営するサイドとしては。

【委員】 保護者側からするといい条件だと思うのですが、実際、これは募集を受けるほうとしてはかなりハードルが上がってしまうのではないかとと思うのです。それで、数が減ったら、元も子もないし。もちろん条件に挙げることは悪くないことだと思うのですが、そこは現場サイドとして、この条件が足かせになるかもしれないというのはどんな感じなのでしょう。

【会長】 委員、いかがですか。

【委員】 今、保育士が足りないという状況だと、足かせになる可能性はありますが、正直言って、うちや何かの場合は、長い人が結構多いので、この程度ならば大丈夫ではないかと思ってしまうのですが、ほんとうにやめる人が少ないので、募集や何かをかけるのが、今、あまりない状態なので、それが言えるのではないかと思います。

周りの話を聞いていると、ほんとうにいらっしゃらないということを知りますので、その辺は申し訳ないのですが、はっきり言えない。

【委員】 ケース・バイ・ケース。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 ただ、いないとは言われています、保育士は。

【委員】 ここの項目の6年というのはこの審議会で話し合って6年がいいということで決めたので、これはそれでいいと思いますが、この文言だけを極端にとると、この3分の1以上が1年目の人とか新人とかでもいいととられてしまう。そうした法人はないと思いますが、3分の1の人以外はほ

んとうに新人をとっても、これだけだと文句言えなくなってしまうので。

それで、立川なんかは平均年数が4年を超えていれば加点とかというのがありましたが、そうやって平均年数も少ない保育士で考えると、例えば55歳で20年勤めた人を1人採用してしまうと、平均年数がぐっと上がるので、それもあまりいい条件の通知の仕方ではないと思います。

数字では書けないものだとしたら、経験年数や年齢の構成をバランスのよいものにするみたいな形で、そう書いたらいいのではないかと思ったのですが、法人を選んでから採用するので、ここでとやかく言っても、開園するときに言われて、「ああ、新人ばかり」と思ってももうやるしかないとなってしまうと、こちらは何も言えないという気もします。

【委員】 よろしいですか。では、例えばこの児童福祉事業を保育園に限定した場合には加点するぐらいの話のほうがいいのではないですか、選別に当たって。こうなると、要は、やりたいが、集められないから、6年いないから、だめとなってしまうので。そうではなくて、何とか人数はぎりぎり集まっているが、それが限定されると厳しいからというところで、では、あとはいい人も含めて引っ張ってきて、人数そろえてというところだと思うので、事務局案の中でまだどこかであったと思うが、プラスアルファ、加点にすれば、それはそれでポイントが上がるし、こちららも安心してやりやすいと思うので、どうでしょうか。

【会長】 今、選定委員の選定のときですね。

【会長】 選定のときの条件にそういった加点をする、保育園の経験6年以上が3分の1である場合は加点するとか。

【会長】 年齢や構成のバランスについても、評価点を、おそらくつけることは可能だと思われますので。

【委員】 しかし、採用していない場合は、それをどうしたらいいですか。今、ある自園というか、その法人の本園とはまた別につくるとなったときに、では、この主任保育士が行きますとか、こういう確約があれば、大分いいですが、新しく、例えば2年後の4月に採用といたら、本当に新人かもしれないし、どこから連れてくるかもという、事業者のほうも確約しにくい条件になってしまうので、そこで先にプロポーザルで加点して、どうしよう、このために採用しなければという感じになるのかというのも不思議な感じがしますよね。加点を先にしてしまうのも、人がそろっているわけじゃなかったら難しいし、2年後とかの分の人を採用してくることができないので。何て書けばいいですかね。

【委員】 そもそも配置基準というのが、保育園で正規の職員以外に嘱託もいるし、臨職もいますし、ほんとうに1園で言ったら、30人以上の職員が働いていると思う。その中の3分の1だったら、ものすごく多い人数ととられますが、正規の職員で担任の配置基準と捉えますと、例えば0歳が3人で1歳が3人で2歳が3人で、3が2で4歳が1でフリーがっていったら、十三、四人しかいないのです。その中の3分の1といたら、ものすごく少ない人数になるのです。それすら6年も保育園の経験がないということは、やはり私がもしやるとしたら、不安だということを思いますので、その大勢の、30人、40人の中ではないので、その正規のという形でしましたら、やはり3分の1は。本来なら、1クラス1人の最低6人は経験者が欲しいと思います。しかし、これは3分の1では6人に満たないと思うのです。どれぐらいクラスの規模が、1歳が2クラスになれば、増えますが。

【委員】 今の公立をそのまま引き継ぐと考えたら、規模は変わらないわけですよ。

【委員】 そうです。大変でも3分の1は保育園の経験をしていてもらいたいと思います。

【委員】 これは現場の目線からでない、なかなか決めづらいのではないかと。保護者としてももちろん理想はありますが。

【委員】 正確に数をやるのか、それをめどとするというか、その線にいくようにするとか。

【委員】 努力目標みたいな。

【委員】 何かそうしたゆとりを少し持ったらいいのではないですかね。限定して数字を決める、3分の1とか。

【委員】 3分の1というのは決まっているから出ているので、何のというのは出ていない。

【委員】 しかし、保育士の資格を有し、そのうちの保育士の3分の1。要は、一般職員ではないとか、調理師とかではない人の3分の1ですよ。

【委員】 保育士の資格は全員持っていてくださいということを、最初の文言はそうですね。普通保育士は保育士の資格を持ってくださいと。それは1年目であっても、別にどこで経験していてもいいですよ。そのうち3分の1なので、さっき言ったみたいに、本当に4人から5人ぐらい。

【委員】 それはまた怖いんですね。というか、経験者がいなくなってしまう学年があるというのは、問題かもしれない。そのような法人はないかと思いますが。

【委員】 法人もそれぐらいは経験者の方を雇用すると思いますが。一度勤めて、若いときに6年とか勤めていて、子を出産してやめてという方が勤めたりしても、それは経験を6年したということになりますので、保育園にということ。それが臨職で働いていたとしても、保育園の経験にはなりますので、保育園に経験6年ぐらいはあったほうが。

【委員】 保育園のほうがいいと思う。しかも、3分の1ではなくて、例えば6人にしてしまうとか。

【委員】 本当は各クラス1人ぐらいにしたいぐらいです。

【委員】 6人は経験者がいるとか。

【委員】 第9回のときにたしか資料3で現状の平均勤続年数というのがあって、公立ですと、園長と主査は除いて、20年、15年の縛りがあるのですが、そうすると、それ以外の保育士ですと、平均年齢が39.8歳で平均勤続年数、平均ですが、15.1年。大体そういうイメージです。

私立保育園ですと、園長、主任は除いて、平均年齢は出ていないですが、平均勤続年数は8.1年。平成26年でとなっています。

これは平均なので、すごく極端に長い方がいると、その分の数字が反映されてしまうわけですが、そんな感じです。

多分、前回の民営化の答申を書いたときには、やはり財政難もあるし、いわゆる民設民営にすれば、国から、中央政府からもどんと補助金が来る。それを人的、財的資源を使って、いろいろな子どもたちの支援をしていこうという話をしていたと思うのです。

特に今、この議論のままで行くと、民営化を実現するためにはやむを得ない妥協線を何となく探っている気がしていて、やはり前回答申を書くときに、そういう妥協はしないというのをしっかり書いていたはず。やはりここで、つまり、いや、保育園6年だと手を挙げてくれる人がいないからという理由だけで、では、ここは児童福祉事業6年でいいのではないかとというのが、何か前回答申の精神を欠いた妥協な気がしているので、それでいいのかという気はします。

もちろん何事も現実的な手は打たないといけないのですが、たしかそれで手を挙げる人がいなかったら、では、ここの部分がネックだと。そうしたら、ヒアリングする過程である程度感触が得られる

ので、では、ここは再度、もう1回、もう2回ぐらい話して、しようがない、ここはある程度手を打とうという形で、見える形でやったほうが、私はいいと思います。ただ、済みません、それで民営化ができなくなってしまうといろいろ困る人も出てくるかもしれませんし。というのが私の意見です。感想ですが、いかがですか。

【委員】 私も6年やっている先生の、その差なのかよくわからないので、先生、どうでしょうか。そういう経験。

【委員】 園長としてはそのぐらいいたほうが安心は安心ですが、しかし、いろいろな研究会などで幼稚園などの話を聞くと、ほんとうに5年目で主任とか、4年目で主任とか、そういう話をすごくよく聞くのです。それで、保育士に、「あなたの年齢だったら、もう主任3回ぐらいやっている」と冗談に言うぐらい、幼稚園などは若くて頑張っている方から、ほんとうに資質だと思います。だけど、園長としてはやはり経験がある人がいたほうが、ツーと言えばカーで、いろいろ動いてくれたりするの、楽といたらおかしいですが、安心してはいただけます。

【委員】 前にどこかでやっている法人の人がやるわけだから、その経験者をこちらに回すわけでしょう。新規の人ばかりを採るわけではないでしょう。どこかで経験している法人のわけですよ。

【会長】 この前、視察に行ったところはそうでしたね。

【委員】 そうやってこうやるのは、そのぐらいは可能なのでしょうか、6年のそういう人を動かすようなこともできる。新規じゃないので。

この間も保育園を見てきたのですが、やはりみんなで回って支えているから、可能かもしれない。どうでしょうかね。

【会長】 ほかのご意見ありますか。

この児童福祉事業ということではなく、保育経験年数というふうにしたらいかがでしょうか。先ほど幼稚園、保育園の両方ご経験がある方もいらっしゃいますし、乳児院であるとか、とにかく保育者としての経験であれば、6年でも、何か児童福祉事業という、とても保育とは遠いみたいなイメージがあったりします。いろいろな、都内の公立でも幼稚園教諭を保育士として雇用するケースは非常に増えていますし、やはり幼保が垣根を越えてやっていくところですので、保育園とすると、また限定して薄くなってしまうということを考えれば、保育経験年数ということでいかがでしょうか。

【委員】 賛成。

【委員】 申しわけないのですが、これだと、保育というと、学童も保育なのです。だから、できれば未就学児とかの保育経験という。やはり学童6年いた人が保育園というのは、やはり違うと思うのです。学童は学童の資格が必要なので、保育園の人がいきなり行っても、もちろんできない。資格というか、経験の必要があると思いますが、同じように、そうなので、できれば、未就学児の保育に携わった人がいい。保育だったら、また幅広がってしまうので。こだわって申し訳ないですが。

【会長】 未就学児の保育経験年数が。

【委員】 であれば、ここに出ている、例えばしょうがい児についたということだと、未就学であれば、幅を広げて一応対象にする。

【会長】 学童は保育士としての勤務ではなくて、児童指導員など、保育士資格を持っていないてもいい。持っている必要があるわけではない。

【委員】 ただ、保育ということを中心にとすると、それも学童保育なので。

【委員】 では、保育経験にまた脚注を振って。

【委員】 ファミリーサポートみたいな、ああいうのは入れてしまうのですか。

【委員】 しかし、あまり狭めたらとなってしまうと。幼稚園も入る。

【委員】 幼稚園、保育園。

【会長】 こども園。

【委員】 こども園というのを、勤務、フルタイム、週30時間以上の勤務実績で運営する。

【会長】 乳児院は入れないですか。乳児院の保育士はかなり経験豊富でベテランだと思います。ということを見ると、だから、児童福祉みたいになってしまうのです。

【委員】 乳児院と保育園はまたね。

【委員】 未就学児は入れたほうがいいですね。

【事務局】 事務局からのご提案ですが、例えば保育経験として、先ほど言った後ろの注釈で、この保育経験というのは、私も学童は違うと思いますので、保育園、幼稚園、認定こども園ですとか、あと、乳児院、児童養護施設。当然、ゼロから利用していただいている方もいらっしゃいますのでというようなことを指すという注釈を入れてではいかがでしょうか。

【会長】 それでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに、49までですね。こちらはよろしいですか。もう1個ある。

【委員】 5ページの43ですが、職員配置等の条件、5ページ、43ですが、事務局案としてはこれでいいと思うのですが、とにかく、おそらく特に不安に思うのは、これから自分の子どもが保育園に行くであろうご家庭ですとか、あるいは、現に公立保育園に行つて、民営化対象園になる児童とそのご家族がやはり不安に思うというのは当然だと思う。

別にこれは記載をしっかりとしてほしいということなので、単に原文ですと、含まれているというよりは、これはまた注釈みたいな形で、実際に職員配置基準というのはこういうものというのを書いてあげるといふ形はよくないかもしれませんが、やはり少しでも不安を解消できる部分に関しては情報提供で、解消というか、ご理解いただくという趣旨から言えば、やはりもう少し書くべきかと思えます。

同じく第9回の審議会の参考資料で我々は配っていただいたと思いますが、国立市立保育園の職員構成とクラス配置で、いろいろしっかり書いてあると思います。例えば栄養士が調理担当を兼ねるのか、兼ねないのかということです。あるいは調理師は正規職員であるのか云々、いろいろあると思いますが、それは第9回の審議会の参考資料に丁寧に書いてありますので、これは実際にどこまで盛り込むのか、あるいは、原文で言うと、市の職員配置基準が具体的にどうなのかというのは、もう決まっているわけですね、現状ではなくて。

【委員】 栄養士等の運用があります。

【委員】 例えば調理員が3人ぐらいのところとしますと、調理員が3人ではなくてもいい。栄養士が1人いて、調理員が2人とか、あと、栄養士が2人で調理員が1人。そうすると、そのときには栄養士も調理の業務をするという形の場合も、その法人によってはあると思いますので、栄養士1人、どうなるでしょうか。決めたほうがいいのかどうかというのは。

【委員】 おそらく不安に思っている声というのは、現状のことを反映しているのか、それとも、大卒のことを言っていて、それを単に引き継ぐと言っているのか、はっきりしてほしいとい

うことだと思えます。

これだけ読むと、現状どおりやってくれるのかと思いきや、実は民営化したら、栄養士が調理担当を兼ねていた。話が違うではないかということになるので。

【委員】 ほんとうにそういう場合もある。栄養士と調理師が兼ねるといのは。

【委員】 そうですね。あるいは保健師と担任が。

【委員】 保健師は別ですが。

【委員】 別ですか。

【委員】 それは園によっては0歳に入っているところもあるところもありますよね。

【委員】 なので、保健師もその園によって、まるきり0歳のところにほとんどいて、全体は見るが、0歳のところに主にいるとか、それともなければ、事務所か何かに自分の机を持って、その保健全般のことをやって、何かあったときに行くとか、その法人によってやり方はいろいろあると思うので、その辺はあまり固定してしまうとどうでしょうね。

【委員】 多分おそらく不安の意見はあると思えます。固定して、何が何でも現状維持ではないが、この原文で言う、市の職員配置基準で大丈夫だと言い切っているが、それは具体的にどこまで言っているのかというのが見えないので、もう少し教えてほしいということかと思えます、43番は。

【委員】 職員のほうの意見も、保育士だけではなくて、栄養士とか看護師及び調理師、用務なども入れてほしいというようなことはあったのですが。

【委員】 おそらくずれている。記載は必要なくて、私はここで定めろと言っているのではなくて、具体的に何を言っているのかということ。

【委員】 「います」ということを書けばいい。

【委員】 脚注でこういうことを想定していますと書けば、差し支えなければ書くべきだという話で、実際に兼ねてはいけないとか、そういうことをここで書くべきだとまでは言っていません。

【会長】 では、具体的な職員の配置についての注釈をつけ加えるということではよろしいですか。ありがとうございました。

【委員】 では、調理担当を兼ねないとかはいいですか。大丈夫ですか。

【委員】 栄養士、調理師などがそこで専属にいるということが大事ではないですか。

【委員】 専属はいいのです。

【委員】 専属というか、入れることは。

【委員】 それは最低限、いるのですが、兼ねる、兼ねないに対してこだわりがあるやなしや。

【委員】 あるのですか、そんなこだわりが。

【委員】 先ほどの説明のように、例えば3名、必要だったときに、3人が全部栄養士の場合もある。

【委員】 栄養士の場合もあるのです。

【委員】 それで調理することももちろんありますので。ただ、今、国立市の場合は栄養士も食事の調理もしますが、そのほかにもいろいろな子育ての。

【委員】 参考資料には栄養士、調理担当を兼ねないと書いてあります。今、兼ねているのですね。

【委員】 それは職員構成が、調理担当の職員というのを正規で今、採っていない現状ですので、栄養士を採っている形なのです。なので、例えば3人のうち2人が栄養士だったりするとなると。

【委員】 言っていることはわかりました。参考資料に書いてあることと、今、おっしゃった現状

が違ふと。

【委員】 多少ずれてきている。

【委員】 多少ずれてきたと。わかりました。

保健師、0歳の担任を兼ねないというのは。

【委員】 それは兼ねていないです。

【委員】 これは兼ねることも可能ですか。

【委員】 人数によっては兼ねてもいいという配置基準がありますよね。

【事務局】 看護師の配置の基準で加算額がありまして。

【委員】 保育士のかわりにという。

【事務局】 0歳児と兼ねてもいい。場合によっては0歳クラスを見ている場合もあります。

【委員】 国の基準か何かで、足りない場合がある。

【委員】 多分、その辺を、今、聞いた説明がこの脚注というか、文末に書いてあれば、いいとは言いませんが、私はいいと思いますが、それでいいのかというのを、むしろユーザーに近い委員サイドから聞きたいです。大丈夫ですか。

【委員】 はい、大丈夫です。

【委員】 はい。済みません、ありがとうございました。

【会長】 では、注釈をつくっていただくということで。

49番までよろしいですか。

続きまして、引き継ぎについての50番から62番まで。お目通し願います。

いかがでしょうか。引き継ぎについて何かご意見ございますか。62番までです。

【委員】 いいですか。文言の問題ではないのですが、50番です。「一定」の意味はということで、先ほどの保育の質とまた同じような問答になってしまうと思いますが、意見交換会のときに、合同保育ですとか、保育内容の継承といったことを考えたときに、こちらのグループでの話でしたが、先生方が思っている引き継ぎ内容と、保護者の思っている引き継ぎ内容が違うかもしれないということが出ました。

やはりそれは私もすごく感じるので、ここの文言と関係ないのですが、三者協議等に入る前に積極的に保護者間の意見交換、保護者と担任保育士との意見交換の場を設定する必要があると思います。いきなり三者協議に入ると、想いが交錯してしまうと思うので、まず、保護者の引き継ぎたいことはこんなこと、先生が引き継ごうと思っているのはこんなことということの流れを確認していただきたいです。

それをやった上で「一定」が決まってくると思うので、「一定」を変えなくてもいいと思いますが、そこをすごく丁寧に、市がいろいろセッティングとかをしてやっていただきたいと思います。

あとは、このガイドラインに入っていないのですが、全然関係ないのですが、園の名称を変えないでほしいというのがどこかにあったのです。これは、例えば、何とか保育園とか、何とかがつくかもしれないのですが今ある名称が少しでも残ると、地域の方とか卒園児の方にはすごくうれしいと思うのです。しかし、これは、保育内容でもないし、名称の引き継ぎっていいのか、よくわからないのですが、もしそれを条件に入れても大丈夫なのであれば、入れたいという意見はどこかにあったので、入れたいと思います。

あとは、もう1個、これも意見で、ここの中にも書いていないのですが、公立保護者の方のアンケート

ートとかに書いてあったことで、年度途中で担任がやめてしまわないようにしてほしいというのは、無理もあるかもしれないのですが、そういうのがあって、ただ、私が子どもを通わせていた保育園で、市外の認証だったのですが、そこは株式会社がやっている保育園でしたが、年度途中で何回も担任が変わったのです。専任の方でしたが、新園オープンのため異動ですというのがあって、それは避けたいと思うので、移管後しばらくはどうか、移管後事業者は年度途中には極力法人間の人事異動を行わないように努めるみたいな文言を入れたいと思いました。

済みません、意見ばかりで、ここのガイドラインと外れてしまったのですが。

【会長】 1つ目が、今、保育している公立園とその保護者の中で何を引き継ぎたいかという。一定の保育内容をということと十分に話し合っておくという作業が必要ではないかということです。これはガイドラインに書くという。

【委員】 いや、それはガイドラインの内容と違いがありますでしょうか。

【会長】 では、公立の保育園の先生たちにそのように市から言っていただくということでもよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 保護者の考えている引き継ぎという、引き継いでほしいことと、私たちが引き継ぎたいことということで、やはりそれはお互いに何を大事にしているかというようなことを話し合いということなので、それが安心の材料の1つになるということであれば、やはり何回もやっていく必要があります。

【会長】 それと、園の名称についてですが、こちらはいかがでしょうか。

【委員】 希望としては載せられるが、それにしてほしいとは言いづらいかも。

ただ、卒園していった子どもたちは全く名前がなくなったら、「僕の卒園した保育園は？」と思うのは、やはり寂しいでしょうね。

銀行みたいに、合併みたいに名前を並べていくという。先ほど言われたように、せめてでも入っていれば。全くそのとおりというのも、もしかしたら、受け取る側は、これから新しくするのは全然違う内容の可能性も。全然違う内容ではないですが。

【委員】 違ったらということですよ。

【委員】 はい。

【委員】 それはどこに決定権があるのですか。

【委員】 それはやはり新しい事業者でしょうか。条件でこのように入れたら、少しでも名前を残してほしいと言えば、多少それも配慮してくれる。絶対ではなくて。

【会長】 それは公立のほうで残したい保育内容とあわせて、保護者からは非常に強いこういった名前を残してほしいと言ってまいりますというのは、やはり三者会議で伝えていくと。そういうことでここでは文言として残さなくてもよろしいですか。ここで文言として残さなくても。

それから、年度途中で担任がやめるということがないようにということをどこかに盛り込みたいというご意見なのですが。

【委員】 それは引き継ぎではないですね。

【会長】 引き継ぎではないところですね。

【委員】 済みません。職員配置ですか。

【会長】 職員配置等の条件ですか。

【委員】 例えば生きている人間ですので、体調不良。

【委員】 それはしようがないと思います。

【委員】 女性なので、育児することあるのですが、そういう事業者の。

【委員】 事業者都合でというのはやはり避けてほしいというのは、それはたくさん持っている園の場合であってでしょうが。

【委員】 何十園だと思います。大きな株式会社だったので。

【委員】 それが職員集団というか、それをつくっていく上では、やはり変わるということは保育が積み重なりませんので、どこの条件でそれは。

職員集団をつくれないう。やはり担当が自分のクラスだけを見ているのではなくて、1人が、100人であれば、100人を見る形ですので、やはり職員集団はとても大切なので、それはどこに。

【会長】 職員配置等の条件のところですか。43から46の①から④に足して⑤をつくるか。

【委員】 やはり、43番に配置基準に基づいて配置し、年度途中の異動配置はしないこと。

【委員】 しかし、その縛りをしてしまうと、例えば2人担任のところがあって、2人がたまたま重なってしまったりすると、どこかから正規を1人呼んでこなればということもあり得るかもしれないですね。

何の理由もなく、新園をつくるから異動しますというのには確かに避けてほしいですが、運営上、支障が出る形であれば、きっとどこかからまた来てもらわなければならないということはあると思うのです。そればかりは4月当初に思ったことと違うことがいろいろ、予想外のことが起きますので。

【委員】 では、書かないほうがいいですか。

【委員】 いや、理想は、最低1年間は、担任は変わらないでほしいというのはもちろん。

【委員】 最初の、スタート1年目はそこを大事に思うのです。

【委員】 これは、では、やはり子どもの気持ちを配慮したら、1年ぐらいは同じ人に見てもらおうというのは配慮ですね。子どもの動揺が少ないようにというふうなことの1つ。やはり職員が変わるということは、子どもが不安になるということになりますので。合同保育のところに移行後の担任予定者の配置のことが書かれているから、ここ？

【委員】 その方が1年継続することという。できれば1年契約することという感じですか。

【委員】 どちらかがいてくれればいいですね。

【委員】 では、56番のところに、合同保育が引き継ぎを行うと書いてあるので、その担任予定者の方が、次の1年はできれば継続して担任を行うことという。それは当たり前ですね。

【委員】 当たり前だよ、1年ぐらいいね。

【事務局】 こうしてくださいということではなくて、あくまでも参考で。そういう場合によく使うのは、やはり保育に支障がない限りとか、あと、例えば法人の一方的な都合によらないとか、何かそういう表記なのか。特別な事情がない限りとか。妊娠されるとか、そういうのも特別な事情ではあるのですが、そういうことではなく、いわゆる法人の都合によってのことかと思うのですが。

【委員】 文言が入れられそうですか、そういったことの。

【事務局】 可能かと思います。

【委員】 では、ぜひ入れていただくということよろしいですか。

【事務局】 はい。吟味させていただきます。

【委員】 いろいろなケースがあると思いますので、あまりその部分で縛ると、言い過ぎて上手

くできないと思いますので、そこは考えさせていただいて。

【会長】 その配慮した表現をまた修正していただければと思います。

【委員】 一定の保育。この場合は、毎回書かれてありますが、このままでよろしいですか。

【委員】 50番の。

【会長】 先ほどの話だと。

【委員】 保育のガイドラインを作成している。

【委員】 はい、わかりました。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。引き継ぎに関して、62番までですが、よろしいでしょうか。

では、最後に、7番の民営化後の取り組みというところで、63番から最後の71番までのところで、お読みになってご意見お願いいたします。

いかがでしょうか。委員、お願いします。

【委員】 66番のところ、主な意見のところにアンケートの論点の中に結果の公表（追加）と書いてあるのですが、この公表だけを追加して、保護者アンケートを実施し、結果を公表するというふうに入れてはどうでしょうか。結果は公表できないですか。

【会長】 してもいいと思います。

【委員】 しても大丈夫です。そうしたら、内容の細かいことを入れるのは難しいということだとしたら、実施し、公表するという形に変えていただきたいと思います。

【会長】 それでよろしいでしょうか。ホームページなどで公表できると考えていいですか。

【事務局】 全く問題ないと思います。

【会長】 では、そのように公表するというのも加えていただくということで。

71番まではよろしいでしょうか。

それでは、全てのガイドライン骨子についてのご検討をいただきました。ありがとうございました。今日のご意見をガイドラインに反映させていくということになると思います。

【委員】 失礼します。資料1のこの横長の紙ですが、反映というのは。

【事務局】 はい、補足を。

【委員】 私も思うのですが、例えば今の68番とか、63番を見ると、パブリックコメントなどの意見をつける、それに対して行政がそれに従います、従いません、マル、バツではなくて、いわゆる質疑応答になっていけばいいわけなので、多分68番などは、適性検査をせよということに対して、いや、今でもやっていないので、それはできません、しませんというこの質疑応答になっていけばしっかりしていると思いますので、マル、バツだと逆に、あなたの意見は聞かないみたいになぞ誤解されてしまうので、反映というのはとっちらかがですか。

【事務局】 まず、パブリックコメントの位置づけをご説明させていただきます。9月10日に実施しました保護者との懇談会の中でも副市長のほうからも説明されたのですが、パブリックコメントを反映されないの、出してもあまり意味がないのではないかみたいなご意見をいただきました。その際、副市長からの回答としては、パブリックコメントで出した意見というのが、全てが正しいということではなく、ある一定の方がそれに対して意見をしましたと。それはその出した人の考え方の中でのものなので、全てを反映するというのではなく、載せるべきものについてやはり反映していくことが必要だというふうに思うと。

パブリックコメントで大事なものというのは、行政がこういう事業計画などに関して意見を求めた

ことに対して、その問いに対して、行政としてはこのように考えていますという回答することがパブリックコメントとしての必要性だということをご理解いただきたい。あとはパブリックコメントの意義はあると思いますとご説明させていただいております。

その前提として、今回、資料をつくったのは、この反映というのは、この2時間の会議の中で、どの部分について入れたか、入れないかということを目でわかりやすくするために一応、マル、バツということで入れさせていただきました。決してバツが、あなたの意見はだめとか、採用しないということではなく、今回のこのガイドラインに載せるに当たって、わかりやすくするために出しましたので、反映という言葉は誤解なさらないでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 このバツとマルはとって考えて、全て回答したということに考えてよろしいですか。

【事務局】 今回はパブリックコメントと意見交換会の両方を審議会の中でご議論いただきましたので、パブリックコメントはパブリックコメントとして、またホームページにアップして、全てのご質問に対して回答書をつくって、まず載せるということがパブリックコメントの最終的に終わったところまでになりますので、それは別途、所定の書式にのっとった形で進めさせていただければと考えております。

【委員】 では、一通り挙げた意見に対するアンサーを載せる。

【事務局】 はい。基本的には全部来週ぐらいには。

【委員】 実は、バツでいいですが、では、その返答はどうするのかと聞いていたところで、その話だったら、いいかと思えます。

【会長】 よろしいですか。

【事務局】 済みません。今日、委員が提出してくださった資料の最後のページのところに、議論していただきたい内容が書かれているというふうに見受けられました。ガイドラインとともに提出したい提言だとか、それ以外の個人的な意見などについても検討していただく必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

【委員】 財的、人的効果の検証(2)は多分、私の強い意見もあって前回答申の提言に入れていただいた気がしたのですが、それでは足りないですか。

【委員】 では、そこは入れなくてもいいのですが、(2)に関しては念押しをしたかったということです。(1)は、書いていなかったと思うので、特に茨木市か何かの検証がとてもよくて、公立園の職員にも事業者の職員にもアンケートをとって、保護者にもアンケートをとって、実際に民営化がどうだったのかというのがすごくよくわかるものがあったので、そういった形での検証を必ずやってほしいと思ったので、(1)を書きました。

(2)は先生が今、おっしゃったように、この前、書いてあったことと内容的には一緒です。

あと、(3)はこのガイドラインについて、もし次が民営化される、2園目というのを考えたときに、例えばもう1回社福とか、次が財団とかというのは決まっていないですが、もし次も社福に頼んだということになったときに、では、このガイドラインをそのまま使っていこうとなるのか、ここは大変だったからとか、ここは足りなかったからというのが出てくるかもしれないので、このガイドライン自体がよかったのかという検証も必要ですし、ガイドラインがちゃんと遵守できていたのかというのを見たほうがいいと思ったので、書きました。

あとは、その2園目に関しては、私はこの1園目の民営化の全ての効果であるとか、いろいろな影

響がやってよかった、これをやるべきだという結論になるようなことが証明されない限り、民営化の見切り発車をしないで。1園目をやりながら2園目を考えていて、とりあえず進んでいるというような、3園目も進んでいるとならないように、この検証までにきちんとやったものをもう一度考えてから、民営化するのであれば、やっていただきたいと思いました。

その下のものはガイドラインとは関係ないのですが、今でも市の担当部署の方が非常にお忙しくて、この審議会の準備とかもほんとうに大変だと思いますが、これからもっと仕事の量が増大すると思いますので、子ども家庭部ですとか、保育関係の人員を増やして、もう少し余裕のある状態でやらないと難しいのではないかというのを個人的に感じました。

次は、どこで民営化された保育園の人材が活用されるのかというのが、やはりあまりはっきりしなかったもので、それをこういうふうにするつもりですというのがあれば、うれしいと思います。

あと、最後の項目は、まだ保育士を採用しているのは市報などで見ていてわかったのですが、民営化していくから保育士はあまり採らないようにしようとすると、ある年代の市の保育士がいないという時期が来てしまうかもしれないので、細々とでもさまざまな年代の保育士が勤務するように、新卒採用であるとか、経験者採用かもしれないですが、市がずっと保育士を採用してほしいと書きました。

全て提言に入れていただきたいということでもないので、メッセージ的に書かせていただきました。

【会長】 委員からご意見がありました。ガイドラインにむしろこれは入れてほしいということはありませんか。

【委員】 いや、ガイドラインに私が検証を入れたいと言ったら、これはガイドラインに入れることではないとこの会で言われました。それで、しつこく検証をしてほしいという気持ちを訴えたかったので、誰も提言を出そうという話はなかったのですが、提言としてもう一度きちんとやってくださいということで、私たちの仕事もどうだったかということの評価も必要だと思うので、そのことを提言として出したいと思いました。

【会長】 それは事務局のほうに受けとめていただくということでよろしいですか。

【委員】 そうですね。

【会長】 この審議会からもそのようなことを申し上げたいということで、共通でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

【委員】 済みません。56番の合同保育の話で勘違いして、合同保育の期間については三者協議ということだったので、これから決まっていくと思ってしまったのですが、3番の①のところで、合同保育には移行の引き継ぎ期間の前後のことがこのように、移行後の担任と移行後しか書いていないのですが、私たちの保育園では移行前の大切さもすごく話し合われたのです。これだと移行後だけになってしまうので、それは移行前もあっていいということで捉えていいことなのか。これでは合同保育は移行後だけしかしないと捉えるのか。

前のところでは、移行前もあるし、移行後もあるという形の書かれ方があったのです。合同保育を行う期間を設定する。合同保育期間は三者協議ですとなっているのですが、合同保育で移行後の担任予定者を配置と移行後しかないので、移行前も大切というふうなことを保育園では話し合った。

ですから、これはこれだけになってしまうと、移行前は何もないような、移行後の担任予定者ということは、担任ではないということですね。現担任は移行前の担任ということですよ。

【委員】 移行後の担任予定者が来るとしたら、移行前に来るから、今、やっている保育園に来るということですね。

【委員】 これは新しい人たちが来る。

【委員】 新しい人が公立に来るときは、担任予定者、採用した人とかを派遣してくださいということだと思うので、移行後に行く場合は、公立の先生が行かれるので。

【委員】 それも両方を必要だというふうなことを。

【委員】 移行後の合同保育に公立保育園保育士を派遣するという文言が必要だと。

【委員】 それにこの合同期間を考えるとということに含まれることでよければ、その場で考える。

【委員】 そうか。今はどちらでやるかわからないときですね。

【委員】 両方必要だというふうな意見もあったので。前のときは両方書いてあった。言葉としては、移行後も移行前も。「はい、できる」といったように。

【会長】 ここでは三者協議でその期間を決めるということと、移行前についてはしばらく費用を負担すると書いてあるので、そこだけが書かれているということではないですか。

【委員】 移行前の合同保育は市が負担し、移行後の保育についても派遣すると両方があります。これはその両方でいいということでもいいですか。

【会長】 これはそういう意味ですか。両方書いてあります。

【委員】 済みません。移行後だけだったらどうしようということで、済みません、わかりました。

【事務局】 それのご質問のとおり、そのように我々も認識しています。私も保育士の先生方と勉強会をさせていただいたときに、30名弱ぐらいは多分出席されましたが、圧倒的にやはり移行前の合同保育を長くとったほうがいいのではないかというご意見を多くいただいていた。

あとは、これに先生方が行くのに、長くそこに行くのがどうかということも当然ありますし、期間はどうかというのがありましたので、そこは前も後ろもという様には当然認識させていただいています。

【委員】 はい。済みません。

【会長】 ほかに何かございますか。

【事務局】 追加で確認だけさせていただきたいのですが、45番の、先ほど保育経験が6年以上というようなところで、それは全く異論ないところですが、同じところかどうかという表記があるのですが、どのようにそこを見ていったらよろしいでしょうか。

主な意見のところの6年以上従事というのは、同じところに6年以上か、保育士として6年以上かという、その勤続年数がずっと6年ということなのか。

【委員】 ブランクがあってはいけないということ。

【委員】 こちらとしては、あまり細切れの人はやはり嫌だなというのは正直なところですが、嘱託を公募し、面接するとき、やはり基準の1つとして、事情があるでしょうが、転々としているということに関しては必ず質問させていただいています。ただ、6年ずっと同じところという縛りがいいのか、1年ずつ来た人はだめだという書き方はできないので、その捉え方の認識がどうかというのはもう1回ご意見いただければと。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 単純に0、1、2、3、4、5と全部見ているみたいなイメージですか。

【委員】 それは多分理想ですね。

【委員】 そう思いましたが、人によってはもしかしたら。

【委員】 なかなかそういう人はいないですよ。

【委員】 1年ずつ見ても務まらないですよ。

【委員】 そういうこと。転々としてということはそういうことも含めるということですね。

【事務局】 履歴で見たときに何歳というのは書いていないので、何々園に何年から何年みたいなので、また次、何年から何年。多分採用される側としては、そこはやはり引かかる場所の1つかなと非常に思います。

【委員】 同じところに行けば、普通は0、1、2、3、4、5と行く。

【委員】 いかないですね。ただ、その保育園でやっていることは、同じ園に行けば、みんな同じ考えで保育をしているので、そういう考えは積み重ねやすいということはありません。

【委員】 個人の事情でお辞めになることもありますから、そこは未就学の保育関係をやってきたということではいいのではないですか、それがみんな経験になって。

【委員】 例えばこの3分の1の基準を無理やりに、ほんとうは資質がいいが、5年しか経験のない人じゃなくて、それこそほかのところだと、転々としている人でも、資格を満たせばあえてそういう人を連れてきてしまうという逆のケースがあり得ますか。

【委員】 転職を繰り返すようなことですね。

【委員】 問題なくめの人。

【委員】 在籍6年あるから、これはいいというターゲットになってしまう。

【委員】 では、3年ではいいのかとか。

【委員】 難しいですね。

【委員】 難しいですね。

【委員】 逆に、どういう人が働いているというプロフィールを、個人が出さなくても、済みません、現状を知らなくて。今、勤続年数もこのくらいですか、そういうものは一切出していない。今、現状で。私立保育園。

【事務局】 そこまで詳細なものはいただけていないです。

【委員】 市役所の中で認可基準に絡んであるという。

【事務局】 認可基準というか、今回の民営化に当たっても調べさせていただきましたので。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員】 先ほどの1年で担任が変わると同じことだと思うのですが、やはり採用する側はきちんと長く働ける資質を持っている人をきちんと採用するところが、年度ごとで変わっていく人は、履歴書見ただけで、普通、おかしいと思いますよね。毎年、1年ごとにいろいろなところを転々としている。しかし、そういう人でも採用してしまうのかということのところをストップかけたいということであれば、それはやはりこちらからヒアリングするときに、十分そのあたりの理念なり採用の基準なりを伺って採点化するという方法もある。

あまりにも細かく書いてしまうと、いろいろなケースが考えられるので。3年とか4年はどうでしょうね。常識的な採用をしてくださる。

【委員】 6年以上でさえ難しいと言われているのに、さらにそれが連続かとか、同じところにと

なってくると、ほんとうに難しいかもしれないですね。

【会長】そこは宣言しないということでもよろしいですか。連続というようなことではなく、保育経験年数が6年以上ということ。

【委員】保育士として6年。

【委員】1年ぐらいではわかりません。しかし、入ったら、あまりにもひどくてすぐにやめたという場合もあるので、その人のせいだけではない、環境のこともあつたりするので。

【会長】保育暦が6年ということでもよろしくをお願いします。

ほかにございますか。事務局のほうはよろしいですか。

なければ、今後のスケジュールについてお願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。残りのお時間のこともありますので、手短にお話しさせていただきます。次が12回で最後、11月1日ということですが、こちらとしては、事務局から提案させていただきたいのですが、次回、最後ですと、素案をまとめたものを、原案といいますか、もしご都合つく方の範囲で結構ですが、25日に原案を1回、自主勉強会的な意味合いでやらせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】25日までに修正案ができる。

【事務局】今回いただいた骨子に対して、これを反映したものをつくったものを25日当日ではなく、なるべく、こちらも詰まっておりますがなんとか開催いたしたいと思います。

【会長】正式な審議会は11月1日ではあるが、その1週間前に。

【事務局】はい。25のところで、一度確認会を。

【会長】集まったほうが良いということですね。メール添付とかではなく。

【事務局】できればそのほうが丁寧と思っております。

【会長】いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】時間は夜になるのですか。

【事務局】その辺もご都合で。あと、前回、7月に勉強会をやらせていただいたときは、6時でしたか。6時というような時間でした。お仕事のほうとの兼ね合いだと思いますので、お時間は。

【会長】6時からということではいかがですか。

【委員】19時から先約があるので、そこまで。

【会長】早い時間がいい。

【事務局】当然自主なので、出席なさらない方もいらっしゃいますので。

【委員】善処します。

【事務局】出られるところだけ出ていただいて、後に、郵送なりでお渡して、意見をいつまでいただくという形で。基本は今回のデータでこれを整理する機会を一緒につくればということになります。

【会長】授業が終わって5時半。少しでも早いほうがいいですよ。

【委員】そうですが、しかし、ご都合もあろうかと思えます。そもそもふだんより1時間前倒しで始まっているところで、それは参加できるかどうかは。

【会長】5時半ぐらいにしたら、ご都合悪い委員の方はいらっしゃいます？無理ですか。

【委員】大丈夫です。抜けます。

【会長】大丈夫ですか。では、5時半でもよろしくをお願いいたします。

【事務局】 当然、公開にさせていただければと思いますので、ホームページ等に勉強会ということでアップさせていただいて、公開でやらさせていただきます。

【会長】 はいもちろん。了解です。

では、場所などはまたメール等で連絡いただけますでしょうか。

【事務局】 はい。

【会長】 では、皆様、特にご質問等ないでしょうか。

本日も長い時間ありがとうございました。

これで第11回を終わらせていただきます。

— 了 —